

## バナメイエビの病気に注意!

令和5年4月1日から「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、陸上養殖業が届出制になりました(一部、対象外となるものがあります)。近年、全国各地で行われている閉鎖循環式による陸上養殖もその対象となっています。閉鎖循環式とは、飼育水槽で利用した水を浄化して再度飼育水として水槽に入れるシステムです。公共用水と切り離された養殖システムのため、環境負荷を与えないこと、水温調節等が可能であること、病原体の流出を防止できること等の特徴があります。現在、この方式によりバナメイエビ、トラフグ、サーモン、ヒラメ等さまざまな魚種の養殖が行われています。

その中でもバナメイエビは成育期間が短く、消費者の需要も高いため、人気が高い養殖種です。本県にも数年前からバナメイエビの陸上養殖が行われています。養殖用の種苗は、ほとんどが海外(主にタイ)から輸入されていますが、輸入エビが病気を持ち込むことが懸念されます。特に日本国内に侵入してまん延するリスクが高く、重大な被害を及ぼす病気については輸入時に輸入元の国の公的機関等による検査結果(健康証明書)の添付が求められています。また、国内に種苗が導入された後も輸入から6か月間は県によって輸入種苗の健康状態について確認が行われています。このように輸入水産動物についてしっかりとした防疫体制を取っていても時折、すり抜けて国内に病気が侵入することがあります。

その一つに『急性肝膵臓壊死症<sup>かんすいぞうえし</sup>』(以下、

AHPND)というエビ類に罹る病気があります(図1)。国内で約3年前に輸入バナメイエビ種苗で確認されています。これまでに海外では中国、ベトナム、マレーシア、タイ、メキシコ、フィリピン、アメリカ、台湾で確認されています。原因となる病原体は、特殊な毒素タンパク質を産生するビブリオ属細菌です。症状は、肝膵臓の白色化や退色、殻の軟化等が見られ、死亡率は100%に達することがあります。この病気は持続的養殖生産確保法で特定疾病に指定されており、発生が確認されると県知事から養殖場内のエビの移動禁止と処分等の命令が下され、まん延防止措置がとられます。

最後に養殖業者の方へのお願いですが、日頃から衛生管理を徹底していただくとともに、エビの様子が何となくいつもと違う、エビの斃死数が増えたように感じる・・・など病気が疑われる時は、速やかに水産研究所に相談してください。迅速にエビを検査し、その結果により適切な対応をとっていただきたいと思います。

なお、AHPNDは甲殻類における病気であり、人への感染事例は報告されていません。また、この病気の原因菌は人に対して病原性はないことが確認されています。

(海面・内水面増殖研究室：泉川)

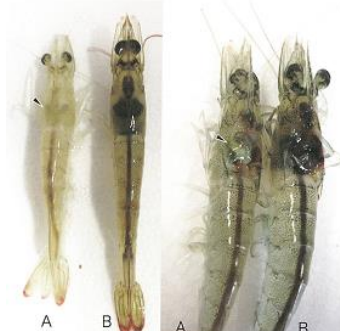


図1 急性肝膵臓壊死症罹患エビ(A)と健全エビ(B)  
罹患エビには肝膵臓の白色化が見られる

(写真提供：廣野育生博士、東京海洋大学)